

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 六 年 五 月 一 日

目 次

告 示

○ 知事指定薬物の指定

(薬務水道課)

ページ
一

告 示

岐阜県告示第二百二十三号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年五月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 知事指定薬物の名称

(ハ R) ・ N ・ N ・ ジエチル ・ 六 ・ メチル ・ 「(チオフェン ・ ニ ・ イル) カルボニル」 ・ 九 ・ 十 ・ ジデヒドロエルゴリン ・ ハ ・ カルボキシアミド及びその塩類(通称 1 T ・ L S D)

二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が発生する日

令和六年五月二日

令和六年五月一日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社